

(問い合わせ先)
令和3年12月7日
広島県農林水産局
担当者：大濱
内 線：3502
電話：082-513-3502

福山市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について（第1報）

令和3年12月7日
畜 产 課

12月7日、福山市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われた事例について、PCR検査の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び通行遮断、移動制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始することとしました。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県福山市
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場（規模 約30,000羽）

2 経緯

- (1) 12月6日、14時15分頃、当該農場において、死亡鶏が増加した旨、東部畜産事務所が通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 同日、16時10分に東部畜産事務所が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 同日、19時に当該農場から西部畜産事務所へ検体を搬入し、遺伝子検査（PCR検査）を開始。
- (4) 当該遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、12月7日6時に農林水産省により、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 今後の対応方針

- (1) 7:30～ 危機対策本部員会議 県庁北館 第1会議室
- (2) 県では以下の防疫措置を開始。
 - ア 発生農場：飼養家きんの殺処分、汚染物品等の埋却等及び消毒
 - イ 周辺農場：移動制限の実施
 - 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を広げるおそれがある物品等を対象とし、当面発生農場を中心とした区域で実施。
移動制限区域（3km以内）養鶏場無し
 - 搬出制限区域（10km以内）6農場 飼養羽数 約80,000羽
 - ウ 消毒ポイント：制限区域境界付近に消毒ポイントを設置し、準備が整い次第、車両消毒を開始。
場所は別紙のとおり。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いします。